

令和7年 第1回定例会

議員提出議案

稲城市議会

議員提出第1号議案

稲城市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月28日

提出者	稲城市議会議員	川村 あや
〃	〃	渡辺 力
〃	〃	つのじ 寛美
〃	〃	岡田 まなぶ
〃	〃	榎本 久春

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されること、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、引用する条に繰り下げが生じることから、稲城市議会個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

稲城市議会個人情報保護条例（令和 5 年稲城市議会条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 10 項及び第 12 条第 5 項の表の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

稲城市議会個人情報保護条例の新旧対照表

新	旧												
(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） 第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">略</th></tr><tr><td>第12条第2項第1号 第38条第1項第1号</td><td>本人の同意があるとき又は本人に提供するとき 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td><td>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき</td></tr></table>	略			第12条第2項第1号 第38条第1項第1号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">略</th></tr><tr><td>第12条第2項第1号 第38条第1項第1号</td><td>本人の同意があるとき又は本人に提供するとき 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td><td>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき</td></tr></table>	略			第12条第2項第1号 第38条第1項第1号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
略													
第12条第2項第1号 第38条第1項第1号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき											
略													
第12条第2項第1号 第38条第1項第1号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき											

		第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略		

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

		第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略		

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。